

改正 (案)

空乗第2039号  
平成10年3月20日(制定)  
国空安政第 号  
令和 年 月 日(最終改正)

操縦士実地試験実施細則

事業用操縦士

(1人で操縦できる飛行機)

国土交通省航空局安全部安全政策課

現行

空乗第2039号  
平成10年3月20日(制定)  
国空安政第2214号  
令和7年12月24日(最終改正)

操縦士実地試験実施細則

事業用操縦士

(1人で操縦できる飛行機)

国土交通省航空局安全部安全政策課

II. 技能証明実地試験

II-1. 口述試験

口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 運航に必要な知識			
(目的) 運航に必要な一般知識及び試験に使用する航空機の性能、運用限界等に関する知識について判定する。			
<u>(削除)</u>			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	一般知識	次の事項について質問し、答えさせる。 1. 有視界飛行方式に関する諸規則 2. 航空交通管制方式 3. 航空保安施設の特性と利用法 4. 搜索救難に関する規則 5. 人間の能力及び限界に関する事項 6. その他運航に必要な事項 (救急用具の取扱いを含む。)	質問事項に正しく答えられること。
1-2	航空機事項	試験に使用する航空機について次の事項を質問し、答えさせる。 1. 性能、諸元、運用限界等 2. 諸系統及び諸装置 次の中から少なくとも3系統について質問を行う。 (故障した場合の処置を含む。) (1) 操縦系統 (2) 着陸装置 (3) 発動機 (4) 燃料・滑油・ハイドロ系統 (5) 電気系統 (6) 航法装置 (7) ピトー・スタティック系統 (8) 防除氷装置 (9) 与圧装置 (装備している場合に限る。) 3. スピンの回避要領 4. その他必要な事項	質問事項に正しく答えられること。

II. 技能証明実地試験

II-1. 口述試験

口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 運航に必要な知識			
(目的) 運航に必要な一般知識及び試験に使用する航空機の性能、運用限界等に関する知識について判定する。			
<u>(注) 准定期運送用操縦士の技能証明を有する者は(1-1)を行わない。</u>			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	一般知識	次の事項について質問し、答えさせる。 1. 有視界飛行方式に関する諸規則 2. 航空交通管制方式 3. 航空保安施設の特性と利用法 4. 搜索救難に関する規則 5. 人間の能力及び限界に関する事項 6. その他運航に必要な事項 (救急用具の取扱いを含む。)	質問事項に正しく答えられること。
1-2	航空機事項	試験に使用する航空機について次の事項を質問し、答えさせる。 1. 性能、諸元、運用限界等 2. 諸系統及び諸装置 次の中から少なくとも3系統について質問を行う。 (故障した場合の処置を含む。) (1) 操縦系統 (2) 着陸装置 (3) 発動機 (4) 燃料・滑油・ハイドロ系統 (5) 電気系統 (6) 航法装置 (7) ピトー・スタティック系統 (8) 防除氷装置 (9) 与圧装置 (装備している場合に限る。) 3. スピンの回避要領 4. その他必要な事項	質問事項に正しく答えられること。

Ⅲ. 限定変更実地試験

Ⅲ-1. 口述試験

口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 運航に必要な知識			
(目的) 運航に必要な一般知識及び試験に使用する航空機の性能、運用限界等に関する知識について判定する。			
(注) 単発又は多発のいずれかの等級限定を有する者は(1-1)を行わない。			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	一般知識	次の事項について質問し、答えさせる。 (注) 有視界飛行方式に関する事項に限る。 1. 有視界飛行方式に関する諸規則 2. 航空交通管制方式 3. 航空保安施設の特性と利用法 4. 捜索救難に関する規則 5. 人間の能力及び限界に関する事項 6. その他運航に必要な事項 (救急用具の取扱いを含む。)	質問事項に正しく答えられること。
1-2	航空機事項	試験に使用する航空機について次の事項を質問し、答えさせる。 1. 性能、諸元、運用限界等 2. 諸系統及び諸装置 次の中から少なくとも3系統について質問を行う。 (故障した場合の処置を含む。) (1) 操縦系統 (2) 着陸装置 (3) 発動機 (4) 燃料・滑油・ハイドロ系統 (5) 電気系統 (6) 航法装置 (7) ピトー・スタティック系統 (8) 防除氷装置 (9) 与圧装置 (装備している場合に限る。) 3. スピンの回避要領 4. その他必要な事項	質問事項に正しく答えられること。

Ⅲ. 限定変更実地試験

Ⅲ-1. 口述試験

口述試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

1. 運航に必要な知識			
(目的) 運航に必要な試験に使用する航空機の性能、運用限界等に関する知識について判定する。			
(新設)			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1			
1-2	航空機事項	試験に使用する航空機について次の事項を質問し、答えさせる。 1. 性能、諸元、運用限界等 2. 諸系統及び諸装置 次の中から少なくとも3系統について質問を行う。 (故障した場合の処置を含む。) (1) 操縦系統 (2) 着陸装置 (3) 発動機 (4) 燃料・滑油・ハイドロ系統 (5) 電気系統 (6) 航法装置 (7) ピトー・スタティック系統 (8) 防除氷装置 (9) 与圧装置 (装備している場合に限る。) 3. スピンの回避要領 4. その他必要な事項	質問事項に正しく答えられること。

Ⅲ－２．実技試験

実技試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

2. 飛行前作業			
(目的) 飛行前に機長が行うべき確認事項の実施について判定する。			
(注) <u>単発又は多発のいずれかの等級限定を有する者は(2-1)及び(2-3)を行わない。</u>			
番号	科目	実施要領	判定基準
2-1	証明書・書類	<u>1. 航空機登録証明書、耐空証明書、運用限界等指定書等必要な書類の有効性を確認させる。</u> <u>2. 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。</u>	<u>1. 必要な証明書、書類等の有効性を確認できること。</u> <u>2. 航空日誌等の記載事項を解読でき、必要な事項を確認できること。</u>
2-2	重量・重心位置等	1. 試験に使用する航空機の重量及び重心位置を計算させ、質問に答えさせる。 2. 燃料及び滑油の搭載量及びその品質について確認させ、質問に答えさせる。  (注) 計算には、搭載用グラフ又は計算機を使用させることができる。	1. 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を正しく理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できること。 2. 燃料及び滑油の搭載量及びその品質について確認できること。 3. 質問事項に正しく答えられること。
2-3	航空情報・気象情報	<u>1. 必要な航空情報を入手させ、飛行に関連のある事項について説明させ、質問に答えさせる。</u> <u>2. 必要な気象情報を入手させ、天気概況、空港等及び使用空域の実況及び予報について説明させ、質問に答えさせる。</u>	<u>1. 航空情報を正しく理解できること。</u> <u>2. 天気図等を使用し、天気概況を正しく説明できること。</u> <u>3. 各種の気象通報式の解読が正しくできること。</u> <u>4. 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できること。</u> <u>5. 質問事項に正しく答えられること。</u>

Ⅲ－２．実技試験

実技試験において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

2. 飛行前作業			
(目的) 飛行前に機長が行うべき確認事項の実施について判定する。			
(注) <u>「2-1 証明書・書類」及び「2-3 航空情報・気象情報」については判定しない。</u>			
番号	科目	実施要領	判定基準
2-1	証明書・書類		
2-2	重量・重心位置等	1. 試験に使用する航空機の重量及び重心位置を計算させ、質問に答えさせる。 2. 燃料及び滑油の搭載量及びその品質について確認させ、質問に答えさせる。  (注) 計算には、搭載用グラフ又は計算機を使用させることができる。	1. 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を正しく理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できること。 2. 燃料及び滑油の搭載量及びその品質について確認できること。 3. 質問事項に正しく答えられること。
2-3	航空情報・気象情報		

改正 (案)

現行

2-4	飛行前点検	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 航空機の外部点検及び内部点検を行わせる。</li> <li>2. 点検中、諸系統及び諸装置について質問に答えさせる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 飛行規程等に定められた点検が正しくできること。</li> <li>2. 点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされていること。</li> <li>3. 質問事項に正しく答えられること。</li> </ol>
-----	-------	---	--

2-4	飛行前点検	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 航空機の外部点検及び内部点検を行わせる。</li> <li>2. 点検中、諸系統及び諸装置について質問に答えさせる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 飛行規程等に定められた点検が正しくできること。</li> <li>2. 点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされていること。</li> <li>3. 質問事項に正しく答えられること。</li> </ol>
-----	-------	---	--

5-2. 計器飛行方式による飛行

(目的)  
計器飛行による操作について判定する。

(注) 定期運送用操縦士の技能証明又は計器飛行証明を有する者が多発の等級限定を受験する場合に行う。

番号	科目	実施要領	判定基準
5-2-1	進入復行方式	<p>所定の方式により1発動機模擬不動作状態でILS進入を行い、決心高度において外部視認不可能な状況を想定して進入復行を行わせる。</p> <p>(注)(9-1)のうち<u>(定期運送用操縦士の技能証明又は計器飛行証明を有する者が多発の等級限定を受験する場合)</u>と組み合わせて行うことができる。</p>	<p>1. 決心高度で速やかに復行操作を開始し、所定の方式に従って飛行できること。</p> <p>2. 進入復行中の諸元は、上昇中に高度指定のある場合は±100フィート 針路又はコースは±10度以内の変化であること。</p> <p>3. 速度は1発動機不動作時の最良上昇率速度から±5ノット以内の変化であること。</p>

5-2. 計器飛行方式による飛行

(目的)  
計器飛行による操作について判定する。

(注) 計器飛行証明を有し、単発機のみ限定を有する者が多発機で受験する場合に行う。

番号	科目	実施要領	判定基準
5-2-1	進入復行方式	<p>所定の方式により1発動機模擬不動作状態でILS進入を行い、決心高度において外部視認不可能な状況を想定して進入復行を行わせる。</p> <p>(注)(9-1)のうち<u>(計器飛行証明を有し多発機で受験する場合)</u>と組み合わせて行うことができる。</p>	<p>1. 決心高度で速やかに復行操作を開始し、所定の方式に従って飛行できること。</p> <p>2. 進入復行中の諸元は、上昇中に高度指定のある場合は±100フィート 針路又はコースは±10度以内の変化であること。</p> <p>3. 速度は1発動機不動作時の最良上昇率速度から±5ノット以内の変化であること。</p>

6. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行			
(目的) <u>飛行姿勢、速度、出力の変化を伴う各種操作及び型式固有の特性に応じた操作について判定する。</u>			
(注) 1. <u>単発又は多発のいずれかの等級限定を有する者は(6-1)～(6-3)を行わない。</u> 2. <u>多発機は、(6-4)を行わない。</u>			
番号	科目	実施要領	判定基準
<u>6-1</u>	<u>低速飛行</u>	<u>操縦可能な最小速度で、水平直線飛行、右又は左の90度上昇旋回及び左又は右の90度降下旋回を巡航形態で行わせる。</u>	<u>飛行中の諸元は、 高度は±50フィート 速度は+10ノット -5ノット 針路は±10度 以内の変化であること。</u>
<u>6-2</u>	<u>失速と回復操作</u>	<u>失速とその回復操作を次の2種類行わせる。 1. <u>進入形態によるパワーオンでの旋回飛行中の初期失速</u> 2. <u>着陸形態によるパワーオフでの直線飛行中の完全な失速</u></u>	<u>1. 失速の兆候を察知し、機を失せ ず的確な回復操作ができること。 2. 2次失速を起こさないこと。 3. 著しく不安定な姿勢とならない こと。 4. 多発機においては、左右の出力 が不均衡にならないこと。</u>
<u>6-3</u>	<u>急旋回</u>	<u>傾斜角45度で左右360度旋回を連続して行わせる。</u>	<u>飛行中の諸元は、 高度は±100フィート 速度は±10ノット 針路は±10度 (旋回停止時、切り返し時) 傾斜角は±5度 以内の変化であること。</u>

6. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行			
(目的) <u>型式固有の特性に応じた操作について判定する。</u>			
(注) <u>(新設)</u> 多発機は、(6-4)を行わない。			
番号	科目	実施要領	判定基準
<u>6-1</u> ～ <u>6-3</u>			
		<u>(新設)</u>	
		<u>(新設)</u>	

7. 野外飛行			
<u>(目的)</u> 有視界飛行方式による野外飛行計画の作成及び野外飛行について判定する。			
<u>(注) 1. 単発又は多発のいずれかの等級限定を有する者は行わない。</u>			
<u>2. 異なる種類の航空機 (滑空機を除く。) において事業用操縦士以上の技能証明を有する者は行わない。</u>			
番号	科目	実施要領	判定基準
<u>7-1</u>	野外飛行計画	<u>1. 巡航速度で2時間以上の航程とし、経路途中の空港等で1回の離着陸を含む野外飛行計画を作成させる。</u> <u>2. 受験者は、気象情報、航空情報を入手のうえ、次により野外飛行計画を作成する。</u> <u>(1) 航空図へ経路を記入し、方位・距離の測定、確認点の選定等を行う。</u> <u>(2) 針路、対地速度、予定飛行時間、必要燃料等の航法諸元を算出する。</u> <u>3. 受験者が作成した野外飛行計画を点検し、必要な事項について質問に答えさせる。</u>	<u>1. 正確な野外飛行計画を30分以内に作成できること。</u> <u>2. 気象情報、航空情報を正確に把握できること。</u> <u>3. 航法諸元を正確に算出できること。</u> <u>4. 飛行経路周辺の障害物、不時着場、制限区域等について十分配慮されていること。</u> <u>5. 質問事項に正しく答えられること。</u>

7. 野外飛行			
<u>(新設)</u>			
番号	科目	実施要領	判定基準
<u>7-1</u> ～ <u>7-3</u>			

改正 (案)

現行

番号	科目	実施要領	判定基準
7-2	野外飛行	<p>次により野外飛行を行わせる。</p> <p>1. 受験者が作成した野外飛行計画に基づき飛行を開始させる。</p> <p>2. 修正針路が確定し、最初の着陸地又は変針点の予定到着時刻が確定するまでは、当初の計画に従って飛行させる。</p> <p>3. 少なくとも1回、風の算出を行わせる。</p> <p>4. 少なくとも1経路については無線施設を利用しないで予定の経路を飛行させる。</p> <p>5. 生地着陸を行わせる。</p>	<p>1. 地点標定を正確に行い、予定経路の2海里以内を飛行できること。(地点標定ができない場合を除く。)</p> <p>2. 風の算出、無線方位線上の飛行が正しくできること。</p> <p>3. 飛行中必要な情報を入手し、有効に利用できること。</p> <p>4. 管制機関と円滑に連絡できること。</p> <p>5. 航法諸元を円滑に算出できること。</p> <p>6. 無線施設を有効に利用できること。</p> <p>7. 気象の変化に対応できること。</p> <p>8. 変針点又は目的地への到着時刻の誤差は、各経路における最初の確認点で算出した予定到着時刻の±3分以内であること。</p> <p>9. 巡航中の諸元は、 高度は±200 フィート 針路は±10度 以内の変化であること。</p> <p>10. 安全かつ効率的な野外飛行が行えること。</p>
7-3	代替空港等への飛行	<p>状況を設定し、代替空港等へ変針させる。</p> <p>(注) 1. 無線施設のみにより飛行させないこと。 2. 代替空港等へ飛行するための針路及び予定到着時刻の算出が終了し、代替空港等へ確実に到着できると判断した段階で、この科目を終了してもよい。</p>	<p>1. 適切な代替空港等を選定できること。</p> <p>2. 概略の針路と予定到着時刻を円滑に算出できること。</p> <p>3. 無線施設を有効に利用できること。</p> <p>4. 代替空港等の諸元を正しく把握できること。</p>

		(新設)	
		(新設)	
		(新設)	

9. 異常時及び緊急時の操作

(目的)

緊急状態となった場合の操作手順及び判断力について判定する。

(注) 1. 定期運送用操縦士の技能証明又は計器飛行証明を有する者が多発の等級限定を受験する場合、(9-1)のうち(定期運送用操縦士の技能証明又は計器飛行証明を有する者が多発の等級限定を受験する場合)は模擬計器飛行により行う。

2. 単発機は、(9-4)以降を行わない。

番号	科目	実施要領	判定基準
9-1	発動機の故障	<p>(単発機)</p> <p>1. 飛行中、予告なしに発動機を模擬不作動状態とする。</p> <p>2. 所定の手順により、発動機の模擬再始動を行い、再始動に失敗した想定のもとに適宜不時着場を選定し進入させる。</p> <p>3. 空港等以外の場所でのこの科目を行う場合は、最低安全高度まで進入させ、不時着の成否を判定し科目を終了する。</p> <p>4. 空港等を不時着場に選定した場合は、模擬再始動の操作は省略させてもよい。</p> <p>(注) (4-5)と組み合わせて行うことができる。</p>	<p>1. 安全かつ円滑に再始動操作ができること。</p> <p>2. 最良滑空速度または最小沈下速度を維持し適切な不時着場を選定できること。</p> <p>3. フラップ、脚を使用して適正な降下角で進入できること。</p> <p>4. 管制機関との連絡が円滑にできること。</p> <p>(模擬により試験官に行う。)</p> <p>5. 誤操作等により他の緊急事態を誘発させないこと。</p>

9. 異常時及び緊急時の操作

(目的)

緊急状態となった場合の操作手順及び判断力について判定する。

(注) 1. 計器飛行証明を有し、単発機のみを限定を有する者が多発機で受験する場合、(9-1)のうち(計器飛行証明を有し多発機で受験する場合)は模擬計器飛行により行う。

2. 単発機は、(9-4)以降を行わない。

番号	科目	実施要領	判定基準
9-1	発動機の故障	<p>(単発機)</p> <p>1. 飛行中、予告なしに発動機を模擬不作動状態とする。</p> <p>2. 所定の手順により、発動機の模擬再始動を行い、再始動に失敗した想定のもとに適宜不時着場を選定し進入させる。</p> <p>3. 空港等以外の場所でのこの科目を行う場合は、最低安全高度まで進入させ、不時着の成否を判定し科目を終了する。</p> <p>4. 空港等を不時着場に選定した場合は、模擬再始動の操作は省略させてもよい。</p> <p>(注) (4-5)と組み合わせて行うことができる。</p>	<p>1. 安全かつ円滑に再始動操作ができること。</p> <p>2. 最良滑空速度または最小沈下速度を維持し適切な不時着場を選定できること。</p> <p>3. フラップ、脚を使用して適正な降下角で進入できること。</p> <p>4. 管制機関との連絡が円滑にできること。</p> <p>(模擬により試験官に行う。)</p> <p>5. 誤操作等により他の緊急事態を誘発させないこと。</p>

改正 (案)

現行

番号	科目	実施要領	判定基準	番号	科目	実施要領	判定基準
9-1 続き		<p>(多発機)</p> <p>1. 飛行中、予告なしに1発動機を模擬不作動状態とする。</p> <p>2. 再始動を試みたが再始動出来ない状況あるいは、再始動しない決定がなされた状況を与える。</p> <p>3. 1発動機模擬不作動状態（ゼロスラスト）として水平直線飛行、傾斜角20度～30度での左右90度旋回及び指定高度への上昇、降下を行わせる。</p> <p>4. 1発動機模擬不作動状態で次の操作を行わせる。</p> <p>(1) 脚下げ</p> <p>(2) フラップ下げ</p> <p>(3) キャブレターヒーターの使用</p>	<p>1. 1発動機模擬不作動の状況を与えてから、発動機の模擬停止操作を完了するまでの諸元は、高度は±100フィート 針路は±10度 以内の変化であること。</p> <p>2. 飛行中の諸元は、高度は±100フィート 速度は1発動機不作動時の最良上昇率速度から±5ノット 針路は±10度 以内の変化であること。</p> <p>3. 不安定な姿勢にならないこと。</p>	9-1 続き		<p>(多発機)</p> <p>1. 飛行中、予告なしに1発動機を模擬不作動状態とする。</p> <p>2. 再始動を試みたが再始動出来ない状況あるいは、再始動しない決定がなされた状況を与える。</p> <p>3. 1発動機模擬不作動状態（ゼロスラスト）として水平直線飛行、傾斜角20度～30度での左右90度旋回及び指定高度への上昇、降下を行わせる。</p> <p>4. 1発動機模擬不作動状態で次の操作を行わせる。</p> <p>(1) 脚下げ</p> <p>(2) フラップ下げ</p> <p>(3) キャブレターヒーターの使用</p>	<p>1. 1発動機模擬不作動の状況を与えてから、発動機の模擬停止操作を完了するまでの諸元は、高度は±100フィート 針路は±10度 以内の変化であること。</p> <p>2. 飛行中の諸元は、高度は±100フィート 速度は1発動機不作動時の最良上昇率速度から±5ノット 針路は±10度 以内の変化であること。</p> <p>3. 不安定な姿勢にならないこと。</p>
		<p><u>(定期運送用操縦士の技能証明又は計器飛行証明を有する者が多発の等級限定を受験する場合)</u></p> <p>1. 飛行中、予告なしに1発動機を模擬不作動状態とする。</p> <p>2. 再始動を試みたが再始動出来ない状況あるいは、再始動しない決定がなされた状況を与える。</p> <p>3. 1発動機模擬不作動状態（ゼロスラスト）として水平直線飛行、傾斜角20度～30度で指定針路への左又は右旋回及び指定高度への上昇又は降下を行わせる。</p> <p>4. 1発動機模擬不作動状態で次の操作を行わせる。</p> <p>(1) 脚下げ</p> <p>(2) フラップ下げ</p> <p>(3) キャブレターヒーターの使用</p> <p>(注) (5-2-1) と組み合わせて行うことができる。</p>	<p>1. 1発動機模擬不作動の状況を与えてから、発動機の模擬停止操作を完了するまでの諸元は、高度は±100フィート 針路は±20度 以内の変化であること。</p> <p>2. 飛行中の諸元は、高度は±100フィート 針路は±10度 以内の変化であること。 速度は1発動機不作動時の最良上昇率速度以上の安全な速度であること。</p> <p>3. 不安定な姿勢にならないこと。</p>			<p><u>(計器飛行証明を有し多発機で受験する場合)</u></p> <p>1. 飛行中、予告なしに1発動機を模擬不作動状態とする。</p> <p>2. 再始動を試みたが再始動出来ない状況あるいは、再始動しない決定がなされた状況を与える。</p> <p>3. 1発動機模擬不作動状態（ゼロスラスト）として水平直線飛行、傾斜角20度～30度で指定針路への左又は右旋回及び指定高度への上昇又は降下を行わせる。</p> <p>4. 1発動機模擬不作動状態で次の操作を行わせる。</p> <p>(1) 脚下げ</p> <p>(2) フラップ下げ</p> <p>(3) キャブレターヒーターの使用</p> <p>(注) (5-2-1) と組み合わせて行うことができる。</p>	<p>1. 1発動機模擬不作動の状況を与えてから、発動機の模擬停止操作を完了するまでの諸元は、高度は±100フィート 針路は±20度 以内の変化であること。</p> <p>2. 飛行中の諸元は、高度は±100フィート 針路は±10度 以内の変化であること。 速度は1発動機不作動時の最良上昇率速度以上の安全な速度であること。</p> <p>3. 不安定な姿勢にならないこと。</p>

改正 (案)	現 行
<p>附 則 (平成 25 年 11 月 8 日 国空航第 555 号)</p> <p>1. この操縦士実地試験実施細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2. この操縦士実地試験実施細則の施行の日から 6 ヶ月を経過する日までは、従前どおりとすることができる。</p> <p>附 則 (令和 2 年 12 月 22 日 国空航第 2175 号)</p> <p>この改正通達は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 3 年 9 月 29 日 国空航第 1350 号)</p> <p>この改正通達は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 4 年 3 月 29 日 国空航第 3037 号)</p> <p>この改正通達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 7 年 12 月 24 日 国空安政第 2214 号)</p> <p>1. この改正通達は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>2. この改正通達は、令和 8 年 3 月 31 日までは、従前どおりとすることができる。</p> <p><u>附 則 (令和 年 月 日 国空安政第 号)</u></p> <p><u>この改正通達は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>附 則 (平成 25 年 11 月 8 日 国空航第 555 号)</p> <p>1. この操縦士実地試験実施細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2. この操縦士実地試験実施細則の施行の日から 6 ヶ月を経過する日までは、従前どおりとすることができる。</p> <p>附 則 (令和 2 年 12 月 22 日 国空航第 2175 号)</p> <p>この改正通達は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 3 年 9 月 29 日 国空航第 1350 号)</p> <p>この改正通達は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 4 年 3 月 29 日 国空航第 3037 号)</p> <p>この改正通達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 7 年 12 月 24 日 国空安政第 2214 号)</p> <p>1. この改正通達は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>2. この改正通達は、令和 8 年 3 月 31 日までは、従前どおりとすることができる。</p> <p><u>(新 設)</u></p>